嘱託規程

（目　的）

第１条　この規程は、嘱託の就業について定めることを目的とする。

（就業規則の準用）

第２条　嘱託については、この規程の定めによるほか、就業規則及び就業規則に基づく諸規程を準用する。

（雇用期間）

第３条　嘱託の雇用契約は、○年を超えない期間で行うものとする。ただし、更新することを妨げない。

（休　職）

第４条　嘱託には、原則として休職は認めない。

（賃　金）

第５条　嘱託の賃金は、職務の内容、学歴、経験、技能、年齢等を勘案して、その都度定める。

２　嘱託には、退職金は支給しない。

付　則

この規程は、令和○年○月○日から施行する。